

提案基準⑰ 付属建築物として最低限必要な建築物

市街化調整区域に存する、又は新たに設置する駐車場、産業廃棄物処理施設等及び汚染土壌処理施設等（以下「施設」という）を適正に利用するために最低限必要な建築物を建築する場合の基準は、申請の内容が次の各項に該当するものとする。
基準の内容
(適用用途・位置)
1 建築物の用途は、当該施設の労働者のため、及び当該施設の維持に必要な最低限必要なものであること。
2 建築物の位置は、当該施設内に建築するものであること。
(土地要件)
3 建築物の敷地は、9メートル以上（周辺の状況によりやむを得ない場合は6メートル以上）の幅員を有する既存道路に2メートル以上接していること。
(建物規模)
4 建築物の延べ面積は、次によるものであること。 (1) 駐車場及び産業廃棄物処理施設等及び汚染土壌処理施設等に係るもので労働者のための建築物は、その面積が2,000平方メートル以上の場合に限り50平方メートル以下であること。 (2) 産業廃棄物処理施設等及び汚染土壌処理施設等に係るもので施設の維持に必要な建築物は、200平方メートル以下であること。
(形態制限)
5 建築物の最高高さは、地盤面から10メートル以内とする。
(その他)
6 産業廃棄物処理施設等は、神奈川県「市街化調整区域における産業廃棄物の処理施設等の設置に係る取扱指針」（神奈川県環境部廃棄物対策課・平成20年4月1日施行）に適合するものであること。
7 汚染土壌処理施設は、横須賀市、「汚染土壌処理業許可等に関する指導要綱」（横須賀市環境部環境政策課・平成21年10月23日施行）に適合するものであること。
8 申請区域が農地である場合は、農地転用の許可が受けられるものであること。
9 申請区域が風致地区内である場合は、風致地区内行為の許可が受けられるものであること。

審査上の解釈・運用

- (1) 基準1の建築物の用途とは、労働者のための建築物としては、駐車場及び産業廃棄物処理施設等及び汚染土壌処理施設等に設置する休憩室、管理室、便所、更衣室、及びシャワー室、施設の維持に必要な建築物としては、産業廃棄物処理施設等及び汚染土壌処理施設等に設置する試験室や台貫事務所、自動車洗車施設等をいう。なお、駐車場の建築物においては、営業活動、事業活動を行わないものであること。
- (2) 基準3において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づく許可を平成11年4月30日以前に受けた既存の処理施設等について、小区間で通行上支障のない場合に限り（周辺の状況によりやむを得ない場合は6メートル以上）を（周辺の状況によりやむを得ない場合は4メートル以上）と読み替えるものとする。
- (3) 当該施設の主管課は以下のとおり。
 - 産業廃棄物処理施設等の主管課：横須賀市環境部廃棄物対策課
 - 汚染土壌処理施設等の主管課：横須賀市環境部環境政策課